

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、第143号、第219号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(14)

～コミュニティ破壊慰謝料について～

令和2(2020)年9月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	日置雅晴	
同	弁護士	濱野泰嘉	
同	弁護士	松田耕平	
同	弁護士	伊藤知憲	
同	弁護士	松坂大輔外	

目次

第1	はじめに.....	3
第2	コミュニティの構成要素.....	3
第3	「地域生活利益」の機能とその侵害.....	4
1	① 生活費代替機能	5
2	② 相互扶助・共助・福祉機能	7
3	③ 行政代替機能	8
4	④ 人格発展機能	9
5	⑤ 環境保全・自然維持機能	11
第4	被告東電の主張に対する反論.....	12
1	コミュニティ破壊の不可逆性について	12
2	コミュニティ破壊の実態等に区域による違いがないこと	14
3	コミュニティ破壊慰謝料については賠償されていないこと	16

第1 はじめに

原告らが主張する「コミュニティ」とは、「自然環境、社会環境並びにそのもとで成立していた人間関係、文化及び交流の一切が複合的・有機的に結合することによって形成される包括的な生活基盤」をいう。

原告らは、本件原発事故前、浪江町の恵まれた豊かな自然環境、浪江町独自の社会環境のもとで、家庭生活を築き、生業を営み、学校生活を送り、個々の人間関係を形成し、文化と交流を通じて、自己の人格・アイデンティティを形成・発達させながら、平穏な生活を営んできたところ、本件原発事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の区別や、帰還（及びその可能性）の有無にかかわらず、それぞれ、浪江町における従前の生活を破壊され、これまで浪江町で築き上げてきたコミュニティを破壊された。

以下では、かかる「コミュニティ破壊」について、原告らがコミュニティの構成要素を破壊され、地域生活利益とその機能を失ったこと、コミュニティを破壊されたことによる被害の重大性等について述べる。

なお、後述するとおり、原告らが主張する「コミュニティ破壊」と、環境経済学及び環境政策学を専門とする除本理史教授がその「意見書」（甲D205）において主張する「ふるさとの喪失」は、表現は異なるものの同義である。

第2 コミュニティの構成要素

本件原発事故によって破壊された原告らの「コミュニティ」の主な構成要素としては、「(1) 自然環境、(2) 社会環境、(3) 人間関係、(4) 文化・交流」が挙げられる。

かかる構成要素については、除本教授がその「意見書」において、「避難者からみた「ふるさとの喪失」は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。生産・生活の諸条件とは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々の営み（自然との間の物質代謝）

を通じてつくりあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切をさす。それらを抽象化すれば、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」と整理される。」（甲D205・8頁）と指摘することと、趣旨を同じくするものである。

そして、除本教授は、「一定の範域にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する。具体的にいえば、放射能汚染のない環境、ある程度の収入、生活物資、医療・福祉・教育サービスなどが手の届く範囲になければ、私達は暮らしていくことができない。」（同・8頁）とし、これらの要素を欠くことは、人々が「暮らしていくことができなくなる」ことを意味すると指摘する。

第3 「地域生活利益」の機能とその侵害

以上は、除本教授が環境経済学者として本件原発事故後の「ふるさとの喪失」を分析したものであるが、同教授は、これらの事象が法的にどう評価されるかにつき、法学者の淡路剛久教授の論考から次のとおり指摘する。

「淡路剛久によれば、原発事故による被害は「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」「平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと」である。これは住民の「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」に対する侵害である。この法的利益の重要な構成部分として、住民がコミュニティの成員になることによって享受できる「地域生活利益」が挙げられる。具体的には、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能、といった利益がそこに含まれる。」（甲D205・8頁、甲D32・24頁参照）。

つまり、除本教授のいう「ふるさとの喪失」、すなわち「生産・生活の諸条件」の喪失は、法的に評価すれば、上記①から⑤の機能を内容とする「地域生活利益」ないしこれを包含する「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害なの

である。

以下では、淡路教授の提唱に従い、上記①から⑤の機能、すなわち「地域生活利益」を、原告らを含む浪江町民が具体的にどのような形で享受し、本件原発事故によってどのように失われたのか、その一例を述べるものとする。

1 ① 生活費代替機能

上記①の生活費代替機能は、たとえば「コメ、野菜、飲料水などの自給・交換」である（甲D 32・24頁）。

この機能に関しては、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト等による調査結果にかかる「浪江町被害実態報告書」（甲D 102）において、原告らを含む浪江町民は次のように述べている（なお、以下の枠内の頁数は同報告書のものである。）。

「農作業や趣味（園芸や山菜採り）等ができなくなり、生きがいが無くなった。」（50代男性） 62頁

「浪江町では、米や野菜を作り、新鮮なものをもらっていたが、避難先では全てを店から買い、出費も多く生活が大変。」（30代女性） 62頁

「自宅は、自然が豊かで、空気と水がきれいな健康にいいところだった。食事も家庭菜園で無農薬野菜を作って食べ、体に良いだけでなく、スーパーで買ったものとは比べ物にならないくらい美味だった。」（40代女性） 62頁

「浪江にいた頃は、野菜作り、魚釣り、サボテンの栽培と四季折々の仕事があり計画を立て今日はこの仕事、明日はあの仕事と毎日を楽しんでいた。又野菜を作っては友人たちに配り雑談に興ずるのも楽しみの一つであった。避難してからはやることがない。これが一番の苦痛である。一日を過ごすのが大変である。」（70代以上男性） 63頁

「ふるさとの野や山、海や川には春夏秋冬の楽しみがあった。例えば、山に茸採りに行ったり、川へ魚釣りに行ったり、町や大字の祭りごとに参加する楽しみも、東電の事件で皆出来なくなってしまった。この苦痛は大変なものだ。」（70代以上男性） 65頁

「浪江が大好きだった。海も山も川も全部。自分の生まれた町は特に何もないが、自然があふれていて自由に生活できた。友達もたくさんいたし親せきもたくさんいた。みんな色々あっても仲良くしていた。地元の野菜、米、魚、果物、おいしかった。どこの人に送っても喜んでもらえると聞いていた。自分もそう思う。早く帰りたいと思うが、もう元の浪江はないんだと思うと、本当に帰った方がいいのか考えてしまう。事故後1年くらいからずっと考えている。考えても考えても答えが出なくて、同じことを繰り返している。おかしくなりそうだ。」（20歳未満男性） 65頁

上記のとおり、原告らを含む浪江町の住民は、本件原発事故前には「生活費代替機能」としての地域生活利益を享受していたところ、本件原発事故後にこ

彼らの利益を失った。

2 ② 相互扶助・共助・福祉機能

上記②の「相互扶助・共助・福祉機能」とは、「複数世代家族内、集落共同体で互いに面倒をみあい、防災・防犯を担いあい、福祉的役割を果たしてきた」という機能を指す（甲D32・25頁）。

これらの機能に関しては、浪江町民は次のとおり述べている。

「地元にいるときは、子どものころからの友人たちと趣味を楽しんだり、子どもたちと四季折々の行事を楽しんできた。生まれ育った浪江には、行政区でも育成会でも確かな絆があり、いつも周囲の人たちに支えられていたと思う。子どもたちも、登下校時は地域のみんなが見守っていてくれた。家の外で遊んでいると近所の人たちが、「車に気をつけろよ。」とか「遠くに行くなよ。」とか、気軽に声をかけてくれた、とても暖かいところだと誇りに感じていた。避難先でこんな関係を築き上げるのは不可能に近い。私たちはいつまでも「避難者」で「よそ者」扱いだ。興味本位に話しかける人もいる。子どもは学校で「お金もらえるんですよ！」と言われたりもした。妻は、地区の役員や学校の役員も「お世話になっているから。」と引き受けているが、出席しても、知り合いもおらず、寂しいという。生まれ育った土地を追われ、絆を断たれ、子どもたちの未来も狭められた。今後、どう進むのか全く見当がつかない。何が不安か・・・すべてだと思う。何が苦痛か・・・未来を想像できないことだと思う。」（40代男性）

「コミュニティがある場合は、お互いの助け合いができていたが、現在はそれができないので、解決するのにも時間がかかったり、しまいにはあきらめることが出てくる。」（60代男性） 6
1頁

上記のとおり、原告らを含む浪江町の住民は、本件原発事故前には「相互扶助・共助・福祉機能」としての地域生活利益を享受していたところ、本件原発事故後にこれらの利益を失った。

3 (3) 行政代替機能

上記③の「行政代替機能」とは、「旧村落から維持されてきた「区」を中心とした活動など、清掃やまちづくりへの参加。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持していた」とされ、そのような機能をいう（甲D32・25頁）。

この機能に関しては、浪江町民は次のとおり述べている。

「地域のコミュニティがなくなった。部落や地区の集会等もできなくなりました。」（70代以上男性） 32頁

「事故前の行政区、組での付き合いが出来ないこと。」（60代男性） 33頁

「気が付けば仕事もなく、友達も消防団や商工会の仲間とも離ればなれになっていた。」（40代男性） 33頁

「老人会、更生保護女性の会、社明運動、ボランティアで公民館や小学校での活動等々。楽しく生きがいがあった。」（70代以上女性） 33頁

上記のとおり、原告らを含む浪江町の住民は、本件原発事故前には「行政代替機能」としての地域生活利益を享受していたところ、本件原発事故後にこれらの利益を失った。

4 ④ 人格発展機能

上記④の「人格発展機能」は、「隣近所や地域の交流、集会や祭りなどの行事への参加など。地域コミュニティは、子ども、若年者にとっては人格形成と発展の機会であり、成人にとっては精神的平穏・精神的安定を保つ機会」であって、そのような機会によってその人格を形成・発展させる機能である（甲D 32・25頁）。

この機能に関しては、浪江町民は次のとおり述べている。

「自分で自分の車を運転して自由にやりたいことをやれた毎日であった。老人会、更生保護女性の会、社明運動、ボランティアで公民館や小学校での活動等々。楽しく生きがいがあった。家に居る時間は友人、知人が訪ねてきてお茶を飲みながら楽しいおしゃべりに花を咲かせたり、パークゴルフ、カラオケ、外食、イベント参加、俳句の教室、手芸教室等々自由に外出していた。現在は、昼間はほとんど一人なので、一日中テレビを観るか、新聞を隅々まで読むだけの生活になってしまった。」（70代以上女性）

33頁

「地域の人々から切り離され、地域へのボランティア(会計係等)もなくなつて何のために生きているのか分からぬ。(60代男性) 34頁

「息子の入学式が可哀相だった。同級生には知つてゐる人が誰もいなく、知らない土地での学校をとにかく嫌がり、無理に行かせてしまつたこと。娘は、転校先に知つてゐる人が誰もいなく、毎日が憂鬱でふさぎ込みがちで、学校でもいわれの無い一言を同級生10人くらいにいわれ、学校で立てなくなるほど泣いていた。子供にとって、とっても苦痛だったと思う。嫁ぎ先で、子供を通して培つてきた絆を裂かれてしまった。実家も同じ町内だったので、行き来してたのに、今は違う県に避難していく年に数回しか会えなくなつてしまつた。」(30代女性) 63頁

「息子は学校生活が大好きで、友達をとても大切にしていました。いい先生方にも恵まれ、とても充実した毎日でした。その日常を返してください。元の町にして返してください。なんでも前向きで頑張り屋だった息子がいまは、「どうでもいいや」という考えに変わりました。人生がくるつてしまつた責任を取つてほしい。あの日3月11日以前の日常を返してくれるなら、お金はいらない。返します。それができるのか?子どもたちのことを考えてください。」(20歳未満男性の母) 64頁

上記のとおり、原告らを含む浪江町の住民は、本件原発事故前には「人格発展機能」としての地域生活利益を享受していたところ、本件原発事故後にこれらの利益を失った。

5 ⑤ 環境保全・自然維持機能

上記⑤の「環境保全・自然維持機能」とは、地域住民が「水田や畠の利用と維持、里山の維持と管理」を行うことで、維持管理された「自然環境を享受するという個人的利益のみならず、集団的利益、公益的利益」に繋がるという機能をいう ((甲D 32・25頁)。

この機能に関しては、浪江町民は次のとおり述べている。

「自宅に行ったが庭が雑草だらけで車を駐車することもできな
いくらいだった。家に入る道も竹や木が覆いかぶさっており出入
りすることができず歩いて入った。町内の変わり果てた状態を見
ると哀しい。原発事故さえなければ自分たちで復興できたと思う
と残念です。」 (50代男性) 65頁

「浪江に戻るたびに荒れていく自宅、思い出の場所・・・悲しい、
苦しい、辛い。避難してから毎日同じことを考え、毎日絶望感を
感じています。20数年かけてやってきたこと、夢、努力を返し
てほしい。」 (40代男性) 100頁

上記のとおり、原告らを含む浪江町の住民は、本件原発事故前には「環境保全・自然維持機能」としての地域生活利益を享受していたところ、本件原発事故後にこれらの利益を失った。

以上、①から⑤の機能につき見てきたとおり、原告らは、本件原発事故によって、「地域生活利益」ないしそれを包含する「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されたといえる。

第4 被告東電の主張に対する反論

1 コミュニティ破壊の不可逆性について

(1) 被告東電は、答弁書において、「個々の原告らが、本件事故によって平穏な日常生活とその基盤を失われた（原文ママ）としても、それぞれが新たな平穏な日常生活とその基盤を形成することは可能であり、その意味で必ずしも「不可逆的」とはいえない。」（31頁）、「浪江町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は平成29年3月31日午前0時に解除され、除染作業も行われており、浪江町の自然環境が回復不可能であるとはいえないし、浪江町のどの地点であるかによっても異なる。」（33頁）等と主張する。

(2) しかしながら、本件原発事故によるコミュニティ破壊は、「不可逆的」であり、「回復不可能」なものである。

すなわち、原告らが浪江町において享受していた地域生活利益は、原告らそれぞれにおいて固有のものである。仮に、原告ら浪江町民が、避難先で、または帰還先で、新たに平穏な日常生活とその基盤を形成し、新たに地域生活利益を享受するに至ったとしても、その利益は本件原発事故前に原告らが浪江町で享受していた地域生活利益とは別のものであり、失われた利益が回復したものではない。

また、原告らのコミュニティを構成する各要素は、それが単体として存在することに意味があるのではなく、複合的・有機的に結合することによって包括的な生活基盤を形成するものであるから、避難指示区域が一部解除されて一部の住民が帰還しても、浪江町の一部が除染されたとしても、原告らの包括的な生活基盤が回復するものではない。

(3) この点、除本教授も、「原発事故で避難を余儀なくされた場合、避難先で生産・生活の諸条件を丸ごと取り戻すことは不可能であり、事故前の暮らしを

回復することはできない」（甲D205・9頁）とし、「回復が困難であるとの理由」として2点を挙げるところである。

すなわち、「第一に、生産・生活の諸条件のなかでに（原文ママ）、長期継承性、固有性を有する要素があることである。たとえば3代100年かけてつくりあげてきた農地、家業などは、簡単に代わりのものを手に入れることができない。地域の伝統、文化、コミュニティなども同様である。それらは、代替物の再生産が困難であり、したがって被害回復も難しい」、「第二に、地域における生産・生活の諸条件は、大森正之による前述の整理のように各種の資本／資源からなるが、人びとの暮らしあはこれらの個別要素に還元することができない。生産・生活の諸条件を構成する各要素は、単体ではなくて、複合的に組み合わさり一体となって機能している。個別の要素一たとえば居住のスペースとしての住居は、元手さえあれば避難先で回復可能である。しかし、諸要素の一体性を丸ごと回復することはできない。」（同・10頁）と指摘する。

加えて、除本教授は、除染作業や帰還とのコミュニティ破壊（ふるさと喪失）との関係についても、「除染については、とくに農地や森林でその効果に疑問が出されていることに加え、計画に対する遅れや、森林でほぼ手つかずになっているなどの問題がある。しかも、除染によって土が剥がれ、放射性廃棄物が積み上げられるなど、逆に景観が悪化している場合が少なくない」

（同・16頁）、「原状回復の困難性は、住民が避難元に戻っても、「ふるさとの喪失」被害が解消されるわけではないということを意味する（「ふるさとの変質、変容」）。すでに繰り返し述べてきたように、原発事故によってひとたび住民の大規模な避難がなされると、地域社会を元どおりに回復するのは不可能だからである」（同・16頁）、「帰還を進めても、住民が入れ替わってしまえば、事故前のコミュニティは回復しない」（同・21頁）と指摘する。

このように、原告らの主張するコミュニティ破壊は、除本教授の言葉を借

りれば「地域を構成していた「自然環境、経済、文化（社会・政治）」の一体性」の破壊であり、その一体性を回復することは不可能なのである。

(4) したがって、原告ら浪江町民のコミュニティが本件原発事故により破壊されたことは明らかであるところ、仮に、原告ら浪江町民が、避難先で、または帰還先で、新たに平穏な日常生活とその基盤を形成し、新たに地域生活利益を享受するに至ったとしても、また、浪江町の一部が除染されて、避難指示区域が一部解除され、一部の住民が帰還したとしても、本件原発事故によるコミュニティ破壊が「不可逆的」であり、「回復不可能」なものであることは、明らかである。

2 コミュニティ破壊の実態等に区域による違いがないこと

(1) 被告東電は、答弁書において、「浪江町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は平成29年3月31日午前0時に解除され、除染作業も行われており、浪江町の自然環境が回復不可能であるとはいえないし、浪江町のどの地点であるかによっても異なる。」(33頁)等と主張する。これは、浪江町においていまなお避難指示が解除されていない帰還困難区域と、避難指示が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に分け、コミュニティ破壊における違いを主張するものと思われる。

しかしながら、浪江町は本件原発事故によりその全域において避難指示が出され、浪江町民は直ちに町外への強制避難を余儀なくされ、さらには、浪江町に長期間帰還することができなかつたことから、浪江町全域における様々なコミュニティが等しく破壊されたことは明らかである。このことに、避難指示区域における違いはない。

加えて言うなら、原告ら浪江町民のコミュニティは、浪江町及びその周辺における各構成要素が複合的・有機的に結合することによって形成される包

括的な生活基盤なのであるから、避難指示区域ごとに分断されて区別されるべきものではない。たとえば、居住制限区域に居住していた住民でも、その「包括的な生活基盤」は、避難指示解除準備区域や帰還困難区域に存する構成要素も含めて形成されていたのであり、避難指示区域ごとに截然と区別することはできないのである。

(2) そして、原告ら浪江町民の被ったコミュニティ破壊を含めた精神的苦痛の大きさは、避難指示区域ごとに差異を設けることはできないのであって、このことは、川副ら論文（甲D206）によって裏付けられている。

すなわち、同論文は、浪江町が平成25（2013）年に実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」（甲D102巻末添付資料）の回答を集計したデータを二次分析したものであるが、その結果、「避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛」につき「町民全体が押しなべて強い精神的苦痛を感じている」との分析がなされるとともに、「人間関係に関する項目と、避難生活の先の将来への不安については、地区による差が見られない」、「多様なはずの町民の間で、精神的苦痛のあり方がかなり似通っていることを示している」との分析がなされ（以上、甲D206・67頁）、原告ら浪江町民においては、コミュニティ破壊を含めた精神的苦痛の大きさについて、避難指示区域ごとに違いがないことを実証しているのである。

(3) したがって、原告ら浪江町民のコミュニティが本件原発事故により破壊されたことは明らかであるところ、コミュニティ破壊の実態や、それによる精神的苦痛の大きさについては、避難指示区域ごとに違いがないことは、明らかである。

3 コミュニティ破壊慰謝料については賠償されていないこと

(1) 被告東電は、答弁書において、「被告東京電力は、中間指針等を踏まえ作成した自主賠償基準に従って、本件事故による財産上の損害について賠償を行ったうえで、さらに精神的損害に対して賠償を行っている」(30頁)と主張する。

かかる主張は、既払金をもって原告らの損害は完全に賠償されたという主張であると思われる。

(2) しかしながら、中間指針においては、コミュニティ破壊による精神的苦痛はカバーされていない。

すなわち、中間指針においては、ふるさとを失い、コミュニティを破壊された喪失感に関する苦痛について、第2期までの慰謝料からは完全に外されている。

また、第3期以降については、中間指針第二次追補では、「帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」と注記した上で、新たに設定される区域に応じて、月額10万円を基準にした一定額をまとめ払いすることとしており、いかにも、元の居住地（避難元）における生活の断念についての慰謝料が含まれているような記載となっているが、日常生活阻害慰謝料として月額10万円が相当期間継続していることに照らせば、日常生活阻害慰謝料を単にまとめ払いしたに過ぎないのであり、結局、原賠審が定めた基準では、避難元における生活の断念についての苦痛は十分に評価されていないと解するほかない（甲D205・29～30参照）。

(3) また、中間指針第四次追補では、帰還困難区域等（大熊町、双葉町は全域。以下同じ）について、1人1000万円の慰謝料を追加し、中間指針第二次

追補で1人600万円（月額10万円の5年分）の賠償のうち、平成26年3月以降に相当する部分（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く）は、1000万円から控除することとしている。

しかしながら、この帰還困難区域等に対する一括払いされた慰謝料についても、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料と同視することはできない。なぜならば、まずもって、原賠審では、上記一括払いの慰謝料について、避難慰謝料との区別は不明瞭のまま議論が終結している。

また、中間指針第二次追補で示された600万円のうち将来分を控除するという計算をしている以上、両者は足し引き可能な同質なものであるはずであることからすれば、1000万円の新たな慰謝料も、避難慰謝料と基本的に同質なものと考えるのが自然である。

加えて、帰還困難区域等以外では、慰謝料は引き続き月額10万円であるところ、それが積み重なって「故郷喪失慰謝料」とほぼ同額になると、慰謝料が頭打ちになると定められていることからすれば、中間指針第四次追補は、帰還困難区域等について、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸したにすぎない。

以上の通り、中間指針第四次追補で定められた新たな慰謝料も、避難慰謝料の一括払いという意味合いが強いものであり、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料とは別に考えるべきものである（甲D205・30～32参照）。

(4) さらに、原告ら準備書面（13）23頁以下で述べたとおり、本件原発事故の被害者を原告とする他の集団訴訟においても、本訴訟で原告らが主張するコミュニティ破壊慰謝料と同種の「ふるさと喪失（・変容）慰謝料」が、避難慰謝料とは別個独立の損害として認められ、賠償の対象となっている。

(5) したがって、原告ら浪江町民のコミュニティが本件原発事故により破壊されたことは明らかであるところ、コミュニティ破壊慰謝料は中間指針等によりカバーされておらず、いまだ賠償されていないことは明らかである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. +13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位①	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. +10mの水位（上記仮定水位O. P. +14mと設計水位O. P. +5. 6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	